

子供が輝く東京・応援事業補助金交付事業者審査要領

7財事支第803号

令和7年6月24日

第1 目的

この要領は、子供が輝く東京・応援事業実施要綱（令和7年4月1日付7福祉子企第176号。以下「実施要綱」という。）第3に規定する審査について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 審査方法

書類審査及び第3により設置する子供が輝く東京・応援事業審査会（以下「審査会」という。）による審査とする。

1 書類審査

応募書類に基づき実施し、都が定める子供が輝く東京・応援事業補助金交付事業者公募要領（以下「公募要領」という。）に記載される補助条件への適合等について審査を行う。

2 審査会による審査

書類審査で一定水準を超えた応募事業を対象に、第3で定める審査会において応募書類及び応募事業者が行うプレゼンテーションに基づき実施し、別紙に定める審査基準により審査する。

第3 子供が輝く東京・応援事業審査会

1 構成

審査会は、学識経験者等の5名以内からなる委員をもって構成する。このうち、委員長は公益財団法人東京都福祉保健財団事務局長を充てる。

これら以外の委員については、公益財団法人東京都福祉保健財団理事長が委嘱する。

2 委員長

（1）委員長は会務を総理し、審査会を代表する。

（2）委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

3 招集・会議等

（1）審査会は委員長が招集する。

（2）議長は委員長の職務とする。

（3）審査会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（4）委員長は、審査に際し必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

（5）委員の所属する団体等が審査対象となった場合は、当該委員は審査に参加することができない。

(6) 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(7) 委員長は、緊急やむを得ない事情があり、審査会を開催することができないときは、書類の持ち回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。

(8) 前項において、第3の3(3)の適用については表決に参加したものを出席したものとみなす。

(9) 審査会は非公開とする。

4 審査会結果の報告

審査会の結果については、審査会終了後速やかに東京都へ報告する。

5 任期

(1) 委嘱を要する委員の任期は、当該年度の年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(2) 委員に欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 報酬

委員が審査を行ったときは、財団の規定する基準に従い報酬を支給する。ただし、委員長及び東京都委員を除く。

7 費用弁償

委員が審査会に出席したとき及び出張したときは、別途財団が定める基準に従い、その費用を弁償する。ただし、委員長及び東京都委員を除く。

8 守秘義務

委員は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 事務局

審査会の円滑な運営を図るため、審査会の事務局は、公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部運営支援室に置く。

事務局は、委員会の運営にあたっては、委員長の指示に従うものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月24日から施行する。

別紙 審査基準

子供が輝く東京・応援事業補助金における交付事業者の選定に係る審査については、次のとおり実施する。

1 審査項目及び評価点

	審査項目	評価の視点	評価点
1	適合性	・補助事業として趣旨が合致しているか	5 点
2	必要性	・課題等が十分に検討されているか ・事業目的、効果や目指す姿が明確か ・事業成果の波及効果が高い事業か	10 点
3	成果目標の適正性	・成果目標が適正に設定されているか	5 点
4	実現性	・取組の実施方法が現実的か ・十分な組織、体制、財源を確保し、内部統制が適正に図られているか ・スケジュールが適切か ・規模が適切で確実に実施可能な事業か ・補助終了後も継続できるか	10 点
5	経済性	・過剰積算がないなど、補助金申請額調書の内容が適正か ・費用対効果からみて経費に合理性があるか ・事業を実施できる財務状況や自己資金があるか	5 点
6	先駆性	・先駆的事业のテーマに沿っているか ・取組の全体またはその一部に新しい発想・コンセプトがある場合や、支援対象者に確実かつ効果的に支援がなされるようアプローチ方法や支援方法を工夫している等、取組の実施手法に新しい発想・コンセプトがある場合など、特に都内で推進されるべき事業として認められる要素等があるか	15 点
7	加点項目	・上記項目以外で特に評価できる点があるか	5 点
合 計			55 点

2 評価基準等

(1) 評価基準

評価	点数
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣る	2
劣る	1

(2) 採点方法

ア 応募事業を1の審査項目別に(1)に基づき5段階で評価し、対応する点数を得点とする。

イ 必要性、実現性及び先駆性については、アの点数を2倍した数を得点とする。

ウ 公募要領で定められた先駆的事業のテーマで応募された事業は、先駆性の得点を更に5点加点する。

(3) 採択候補事業の選定方法

ア (2)による合計得点が高い事業から順に、審査会委員の合議により順位を決定する。

イ アで上位の事業から、東京都の予算の範囲内で採択候補事業を選定する。

(4) 先駆的事業候補の選定方法

先駆的事業の候補となる事業は、(3)イで選定された事業から審査会委員の合議により選定する。